

「(仮称) 杉並区子どもの権利条例」の検討における論点について

1 条例の対象となる「子ども」とは・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

- ・杉並区の条例の「子ども」の年齢や対象の考え方とは？ <区内在住・在勤、在学> ・対象から考えた適切な表記とは？ <こども子ども子供>

- 参考**
- ・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の対象年齢の考え方
 - ・こども基本法の「こども」の定義
 - ・他自治体等の条例
 - 豊田市子ども条例
 - 川崎市子どもの権利に関する条例
 - 西東京市子ども条例
 - 豊島区子どもの権利に関する条例及び施行規則
 - 東京都こども基本条例

2 条例に盛り込むべき「子どもの権利」とは・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

- ・子どもにとって大切な権利とは？ ・杉並区が重点とする権利とは？

- 参考**
- ・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の4つの原則・・・ P3
 - ・こども基本法の基本理念（第三条1～4号）・・・ P3
 - ・他自治体等の条例
 - 豊田市子ども条例・・・ P4
 - 川崎市子どもの権利に関する条例・・・ P4
 - 西東京市子ども条例・・・ P4
 - 豊島区子どもの権利に関する条例及び施行規則・・・ P4
 - 東京都こども基本条例・・・ P4
 - 中野区子どもの権利に関する条例・・・ P4
 - 武蔵野市子どもの権利条例・・・ P4

3 子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは・・・・・・・・ P5

- ・区、区民、事業者、保護者、子どもが育ち学ぶ施設、地域など、条例の主体となる者の役割とは？

- 参考**
- ・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）における国の義務と子どもを育てる責任について・・・ P5
 - ・こども基本法の基本理念（第三条5・6号）・・・ P5
 - ・他自治体等の条例
 - 豊田市子ども条例・・・ P5・6
 - 川崎市子どもの権利に関する条例・・・ P7-9
 - 西東京市子ども条例・・・ P9-10

4 子どもの権利を保障するための「区の責務」とは・・・・・・・・ P11

- ・杉並区が「子どもにやさしいまち」を目指して、子ども施策を計画的に推進していくうえで必要となる視点、取組等とは？

- 参考**
- ・他自治体等の条例
 - 豊田市子ども条例・・・ P11
 - 川崎市子どもの権利に関する条例・・・ P11-12
 - 西東京市子ども条例・・・ P13
 - 豊島区子どもの権利に関する条例・・・ P13-14
 - 東京都こども基本条例・・・ P14

5 子どもの権利を保障するための「具体的な仕組み」とは・・・・・・・・ P15

- ・杉並区が「子どもにやさしいまち」を目指して、子ども施策を展開していくうえで必要な仕組みや方策とは？

- 参考**
- ・他自治体等の条例
 - 豊田市子ども条例・・・ P15
 - 川崎市子どもの権利に関する条例・・・ P16
 - 西東京市子ども条例・・・ P17
 - 豊島区子どもの権利に関する条例・・・ P17
 - 東京都こども基本条例・・・ P17

6 子どもの権利の侵害に対する「救済機関」とは・・・・・・・・ P18

- ・子どもの権利の侵害に対する救済の取組や、権利の回復を支援するために必要なこととは？

- 参考**
- ・他自治体等の条例
 - 豊田市子ども条例・・・ P18
 - 川崎市子どもの権利に関する条例・・・ P18
 - 西東京市子ども条例・・・ P19
 - 中野区子どもの権利に関する条例・・・ P20

1 条例の対象となる「子ども」とは

●杉並区の条例の「子ども」の年齢や対象の考え方とは？

区内に在住・在勤、在学を含むか

●対象から考えた適切な表記とは？

「こども」 「子ども」 「子供」

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

18歳未満の子どものもつ権利を定めていますが、18歳をこえると、権利が守られなくなるわけではありません。人はみな生まれながらに基本的人権をもっています。子どもの権利を考えると、普遍的な権利の本質を忘れないことも大切です。（日本ユニセフ協会ホームページより）

こども基本法

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。（第二条）

他自治体等の子どもの権利に関する条例

豊田市子ども条例	第2条	この条例で「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。
川崎市子どもの権利に関する条例	第2条	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
	第1号	子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
西東京市子ども条例	第2条	この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。
	第1項	子ども 市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する18歳未満の全ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含みます。
豊島区子どもの権利に関する条例	第2条	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
	第1項	子ども 18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。
豊島区子どもの権利に関する条例施行規則	第3条	条例第2条第1号に規定する規則で定める者とは、年齢が18歳以上20歳未満で、 <u>条例第2条第3号に規定する子どもにかかわる施設※</u> に在籍などを行っている者をいいます。 ※区の区域内にある児童福祉法に定める児童福祉施設等及び学校教育法に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び学ぶ施設をいいます。
東京都こども基本条例	第2条	この条例において「こども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、こどもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

2 条例に盛り込むべき「子どもの権利」とは

- 子どもにとって大切な権利とは？
- 杉並区が重点とする権利とは？

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」とであるとされています。（日本ユニセフ協会ホームページより）

第2条 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

第3条 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

第6条 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

第12条 子どもの意見の尊重（子どもが意味ある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

<4つの権利について>（日本ユニセフ協会ホームページより）

※以前、ユニセフは「子どもの権利条約に定められている権利は大きく分けると4つ（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）」との説明をしていましたが、現在はその説明を使用しておりません。当サイトにおいても、過去の説明を残すことで、上記「4つの原則」とまぎらわしいこと、また、権利が4つしかないような誤解を招きかねないこと等の理由から、該当記述を削除いたしました。

こども基本法

第三条では「こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。」として、1号～6号が定められ、1号～4号は「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則（上記）の趣旨を踏まえ、規定されています。（5・6号は、「3 子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは」に記載）

- *1号* 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- *2号* 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- *3号* 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- *4号* 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

他自治体等の子どもの権利に関する条例

豊田市子ども条例	第2章	子どもにとって大切な権利
	第4条 第5条 第6条 第7条 第8条	子どもの権利と責任 安心して生きる権利 自分らしく生きる権利 豊かに育つ権利 参加する権利
川崎市子どもの権利に関する条例	第2章	人間としての大切な子どもの権利
	第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条	子どもの大切な権利 安心して生きる権利 ありのままの自分である権利 自分を守り、守られる権利 自分を豊かにし、力づけられる権利 自分で決める権利 参加する権利 個別の必要に応じて支援を受ける権利
西東京市子ども条例		条文中の権利規定はないが、前文で子どもの権利条約4原則の考え方を含む条例の理念を示している。
豊島区子どもの権利に関する条例	第3章	大切な子どもの権利
	第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条	大切な子どもの権利 安心して生きること 個性が尊重されること 自分で決めること 思いを伝えること かけがえのない時を過ごすこと 社会の中で育つこと 支援を求めること
東京都こども基本条例	第4条	都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。 ※本文に子どもの権利条約一般原則の記載あり
中野区子どもの権利に関する条例	第1章	総則
	第3条 第1-4号	子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。 (子どもの権利条約4原則の考え方を示している。)
武蔵野市子どもの権利条例	第2章	保障すべき子どもの権利
	第3条 第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項	子どもにとって大切な子どもの権利 安心して生きる権利 自分らしく育つ権利 遊ぶ権利 休息する権利 自分の意思で学ぶ権利 自分の気持ちを尊重される権利 意見を表明し、参加する権利 差別されずに生きる権利

3 子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは

- 区、区民、事業者、保護者、子どもが育ち学ぶ施設、地域など、条例の主体となる者の役割とは？

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

子どもの権利条約においては、子どもが「権利の保有者（rights holders）」であり、それを守る「義務の担い手（duty bearers）」は、国（おとな）です。国は、法律や政策などを通じて、条約に定められた子どもの権利の実現につとめます。また、条約には、子どもを育てる責任はまず親にあり、国がそれを支援するということも書かれています。（日本ユニセフ協会ホームページより）

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの発達に応じて適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。

こども基本法

第三条では「こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。」として、1号～6号が定められ、こどもの養育を担う大人や社会環境に係る規定として、5号ではこどもの養育について、6号では子育てについて定められています。（1号～4号は、「2 条例に盛り込むべき「子どもの権利」とは」に記載）

5号 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

6号 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

他自治体等の子どもの権利に関する条例

豊田市子ども条例	第1章	総則
	第2条 （定義） 第2項	
第3項		この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。
第3条 （責務）		保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。
第2項		市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。
第3項		市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。
第4項		市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

(次Pあり)

(前Pより) 豊田市子ども条例	第3章	家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障
	第9条 (家庭における権利の保障)	保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。
	第2項	保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。
	第3項	市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。
	第4項	保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
	第5項	保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。
	第10条 (育ち学ぶ施設における権利の保障)	育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。
	第2項	育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなければなりません。
	第3項	育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。
	第4項	育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。
	第5項	育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。
	第6項	育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
	第7項	育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。
	第11条 (地域における権利の保障)	市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。
	第2項	市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。
	第3項	市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
	第4項	市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

(前Pより) 川崎市子どもの権利に関する条例	第2節	育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障
	第21条 (育ち・学ぶ環境の整備等)	育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」という。）は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。
	第2項	前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。
	第22条 (全管理体制の整備等)	施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっては被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。
	第2項	施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。
	第23条 (待及び体罰の禁止等)	施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。
	第2項	施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
	第3項	施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
	第4項	施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。
	第24条	施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。
	第2項	施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。
	第3項	施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
	第4項	施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
	(次Pあり)	第25条 (子ども本人に関する文書等)
第2項		前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。
第3項		育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。
第4項		前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。

(前Pより) 川崎市子どもの権利に関する条例	第25条 第5項	第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。
	第6項	育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。
	第3節	地域における子どもの権利の保障
	第26条 (子どもの育ちの場等としての地域)	地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。
	2項	市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。
	第27条 (子どもの居場所)	子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。
	2項	市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。
	第28条 (地域における子どもの活動)	地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。
西東京市子ども条例	第2条 (言葉の意味) 第2項	保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいいます。
	第3項	市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます
	第4項	育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。
	第3条 (市等の役割)	市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければなりません。
	第2項	保護者は、子育てについて、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。）に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとします。
	第3項	育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努めるものとします。
(次Pあり)		

3 子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは

(前Pより) 西東京市子ども条例	第4項	市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとします
	第5項	事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとします。
	第4条 (連携)	市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援するものとします。
	第2項	市は、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援するものとします。
	第2章	子どもの生活の場における支援と支援者への支援
	第5条 (保護者と家庭への支援)	保護者は、家庭において安心して子育てができるよう、及び子どもの健やかな育ちのために市等から必要な支援を受けることができます。
	第2項	市は、子どもが健やかに養育されるように、保護者が第3条第2項に規定する役割を認識し、安心して子育てに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。
	第3項	育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、協力して、支援に努めなければなりません。
	第6条 (育ち学ぶ施設とその職員への支援)	育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちに取り組むために必要な支援を受けることができます。
	第2項	市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもの健やかな育ちに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。
	第3項	保護者及び市民は、育ち学ぶ施設の関係者が第3条第3項に規定する役割を果たすことができるよう対等な立場で協力するよう努めなければなりません。
	第7条 (地域と市民への支援)	市民は、地域において子どもが健やかに育つよう必要な支援を受けることができます。
	第2項	市、市民及び事業者は、第3条第1項、第4項及び第5項に規定する役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めなければなりません。
第3項	市は、市民が行う子どもの健やかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めなければなりません。	

4 子どもの権利を保障するための「区の責務」とは

- 杉並区が「子どもにやさしいまち」を目指して、子ども施策を計画的に推進していくうえで必要となる視点、取組等とは？

他自治体等の子どもの権利に関する条例

豊田市子ども条例	第4章	子どもにやさしいまちづくりの推進
	第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条	子どもの権利の周知と学習支援 子育て家庭への支援 特別な子ニーズのある子ども・家庭への支援 子どものいじめの防止などに関する取組 子どもの虐待の予防などに関する取組 有害・危険な環境からの保護 子どもの居場所づくりの推進 意見表明や参加の促進 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。 2 育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。 3 市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。 4 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。
川崎市子どもの権利に関する条例	第6章	子どもに関する施策の推進と検証
	第27条 (子ども総合計画) 第2項 第3項 第4項	市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画(以下「子ども総合計画」といいます。)を作ります。 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。 市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。 市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。
(次Pあり)	第1章	総則
	第5条	かわさき子どもの権利の日
	第6条	広報
	第7条	学習活動への支援等
	第8条	市民活動への支援
	第3章	家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障
	第1節	家庭における子どもの権利の保障
	第18条	養育の支援
	第20条	虐待からの救済及びその回復
	第2節	育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障
	第21条	育ち・学ぶ環境の整備等
	第22条	安全管理体制の整備等
	第23条	虐待及び体罰の禁止等
	第24条	いじめの防止等
	第25条	子ども本人に関する文書等
第3節	地域における子どもの権利の保障	
第26条	子どもの育ちの場等としての地域	
第27条	子どもの居場所	
第28条	地域における子どもの活動	

(前Pより) 川崎市子どもの権利に関する条例	第4章	子どもの参加
	第29条 (子どもの参加の促進)	市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。
	第31条 (参加活動の拠点づくり)	市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。
	第32条 (自治的活動の奨励) 第2項	施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。
	第33条 (より開かれた育ち・学ぶ施設)	施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。
	第34条 (市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)	市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。
	第6章	子どもの権利に関する行動計画
第36条 (行動計画) 第2項	市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。	
第37条 (子どもに関する施策の推進)	市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。 (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。 (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。 (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。	

4 子どもの権利を保障するための「区の責務」とは

西東京市子ども条例	第3章	子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進
	第8条	虐待の防止
	第9条	いじめその他の権利侵害への対応
	第10条	子どもの貧困の防止
	第11条	健康と環境
	第12条	子どもの居場所
	第13条 (子どもの意見 表明や参加)	市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自らの考えや意見を表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めなければなりません。
	第2項	市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの考え及び意見を尊重し、主体的な活動を支援するよう努めるものとします。
	第3項	市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び参加を促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得ることができるよう努めるものとします。
	第14条	子どもの権利の普及
	第5章	子ども施策の推進と検証
	第24条 (推進計画)	市は、条例に基づいて子どもに関わる施策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。この場合において、既存の計画であって、推進計画となりえるものがある場合は、これを推進計画に位置付けることができます。
	第2項	市は、推進計画を策定する場合には、子どもその他の市民の意見を反映させるよう努めなければなりません。
	第3項	市は、推進計画を策定した場合には、速やかにこれを公表し、普及に努めなければなりません。
豊島区子どもの権利に関する条例	第2章	子どもの権利の普及
	第4条	子どもの権利の普及
	第4章	子どもの権利の保障
	第1節	区による保障
	第13条	区による保障
	第14条	環境の整備等
	第15条	児童虐待防止に関する整備等
	第3節	子どもにかかわる施設における保障
	第17条	子どもにかかわる施設における保障
	第5章	子どもの参加
	第19条 (子どもの 参加)	子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。
	第20条 (子どもの社会 参加及び参画)	区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。
	第2項	おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じなければなりません。
	第3項	おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。
第4項	区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。	
第21条 (子どもにかかわ る施設における 子どもの参加及 び参画)	施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。	
第2項	2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。	
第3項	3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。	

(次Pあり)

4 子どもの権利を保障するための「区の責務」とは

(前Pより) 豊島区子どもの権利に関する条例	第7章	子どもに関する施策の推進
	第29条 (施策の推進)	区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。
	第30条 (推進計画の策定)	区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。 (1) 保護者等に対する子どもの養育支援 (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援 (3) この条例に関する情報の発信や啓発 (4) この条例に関する学習の機会の確保 (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発 (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障 (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止 (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備 (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策
東京都こども条例	第5条 (こどもにやさしい東京の実現)	都は、社会全体でこどもを育み、こどもにやさしい東京を実現するため、こどもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。
	第6条 (こどもの安全の確保)	都は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。
	第7条 (こどもの遊び場、居場所づくり)	都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。
	第8条 (こどもの学び、成長への支援)	都は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。
	第9条 (子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援)	都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要するこども及び社会的養育を必要とするこどもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。
	第10条 (こどもの意見表明と施策への反映)	都は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。
	第11条 (こどもの参加の促進)	都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。
	第12条 (こどもの権利の広報・啓発)	都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。
	第13条 (こどもからの相談への対応)	都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。
	第14条 (こどもに関する計画の策定)	都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとりものとする。
第16条 (財政上の措置)	都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。	

5 子どもの権利を保障するための「具体的な仕組み」とは

- 杉並区が「子どもにやさしいまち」を目指して、子ども施策を展開していくうえで必要な仕組みや方策とは？

他自治体等の子どもの権利に関する条例

豊田市子ども条例	第4章	子どもにやさしいまちづくりの推進
	第20条 (子ども会議)	市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。
	第6章	子どもに関する施策の推進と検証
	第28条 (子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など)	市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」といいます。)を置きます。
	第2項	推進会議の委員は、30人以内とします。
	第3項	委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。
	第4項	委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。
	第5項	推進会議には、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項の規定に基づく児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。
	第6項	推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。
	第29条 (推進会議の仕事)	推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。 (1) 子ども総合計画に関すること。 (2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。 (3) その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。
第2項	推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。	
第3項	推進会議は、前2項に定める仕事のほか、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法(平成24年法第65号)第77条第1項各号の事務を行います。	
第4項	推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。	
第30条 (報告、提言など)	推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。	
第2項	市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。	
第3項	市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。	

5 子どもの権利を保障するための「具体的な仕組み」とは

川崎市子どもの権利に関する条例	第4章	子どもの参加
	第30条 第2項	市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を開催する。子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。
	第7章	子どもの権利の保障状況の検証
	第38条 (権利委員会) 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項	子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。 権利委員会は、委員10人以内で組織する。 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 委員は、再任されることができる。 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。
	第39条 (検証) 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項	権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。
	第40条 (答申に対する措置等) 第2項	市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

5 子どもの権利を保障するための「具体的な仕組み」とは

西東京市子ども条例		(子ども会議等の規定なし)
	第5章	子ども施策の推進と検証
	第25条 (推進体制) 第2項 第3項	市は、子どもに関わる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置します。 子ども施策推進本部は、子どもに関わる施策について対応すべき事項の方向性を決定し、及び調整を図ります。 市は、特に市民と連携・協働して、子どもに関わる施策を効果的に推進するものとします。
第26条 (検証) 第2項	市は、子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について検証する制度を作り、検証するものとします。この場合において、必要に応じて子どもその他の市民から意見を求めるものとします。 市は、前項の検証の結果について報告を受けたときは、その内容を尊重し、必要な措置をとるものとします。	
豊島区子どもの権利に関する条例		(子ども会議等の規定なし)
	第7章	子どもの権利に関する施策の推進
	第31条 (豊島区子どもの権利委員会の設置) 第2項 第3項 第4項 第5項	区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を設けます。 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織します。権利委員会の委員(以下「委員」といいます。)の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。
	第32条 (権利委員会の職務)	権利委員会は、次に掲げる職務を行います。 (1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。 (2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。
	第33条 (答申及び提言の尊重)	区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。
東京都こども基本条例		(子ども会議等の規定なし)
	第15条 (こどもに関する計画の策定)	都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとり、 <p><第三条 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていきけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。></p>
第16条 (子ども施策を総合的に推進する体制の整備)	都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。	

6 子どもの権利の侵害に対する「救済機関」とは

- 子どもの権利の侵害に対する救済の取組や、権利の回復を支援するために必要なこととは？

他自治体等の子どもの権利に関する条例

豊田市子ども条例	第4章	子どもの権利の侵害に対する救済と回復
	第21条 (子どもの権利擁護委員の設置など)	市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を置きます。
	第2項 第3項 第4項 第5項	擁護委員は、3人以内とします。 擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。 擁護委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。 擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれませんが、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。
	第22条 (擁護委員の仕事)	擁護委員は、次の仕事を行います。
	第1項 第2項	(1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などを行うこと。 (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。 (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。 (4) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したのに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。 (5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。 (1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。 (2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。 (3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。
川崎市子どもの権利に関する条例	第5章	相談及び救済
	第35条 (相談及び救済) 第2項	子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。 市は、川崎市人権オンブズパーソン※によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。 ※川崎市人権オンブズパーソン(川崎市ホームページより) 子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害に対して、簡易に安心して相談や救済の申し立てができる機関です。諮問の人権の擁護者として、公平かつ適切に職務を代行し、次のようなことを行います。 1 人権の侵害の相談を受けて、助言・支援を行います。 2 人権の侵害についての申し立てや自己の発意に基づいて、調査や調整を行います。 3 調査や調整を行った結果、次のようなことを行うことができます。 ・市の機関に制度改善の意見表明や是正勧告を行うことができます。 ・市の機関以外の場合には、是正要請を行うことができます。 ・人権に関する課題について意見の公表を行うことができます。

西東京市子ども条例	第4章	子どもの相談・救済
	第15条 (子どもの権利 擁護委員の設 置)	子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。
	第16条 (定数と委嘱 の基準) 第2項	擁護委員の定数は、3人以内とします。 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。
	第17条 (任期)	擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。
	第18条 (相談・調査に 関する専門員 の設置)	市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員を置きます。
	第19条 (擁護委員の 職務) 第2項	擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。 (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。 (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。 (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。 (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。 (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。 (6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。 擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。
	第20条 (要請や意見表 明の尊重) 第2項	市は、擁護委員からの要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるものとします。 市以外の者は、要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるものとします。
	第21条 (擁護委員の独 立性の確保と 活動への協力) 第2項 第3項	市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが擁護委員への相談等を活用しやすい環境を整えるよう努めるものとします。
	第22条 (見守り等の支 援)	擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請等を行った後も、必要に応じて関係機関等と協力しながら、子どもの見守り等の支援を行うことができます。
第23条 (活動の報告と 公表) 第2項	擁護委員は、毎年度、その活動の内容を市長に報告します。 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表します。	

<p>中野区子どもの権利に関する条例</p>	<p>第5章</p>	<p>子どもの権利の相談及び侵害からの救済</p>
	<p>第24条 (中野区子どもの権利救済委員の設置)</p> <p>第2項</p> <p>第3項</p> <p>第4項</p> <p>第5項</p> <p>第6項</p>	<p>子どもの権利の侵害(以下「権利侵害」といいます。)からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。</p> <p>救済委員は、次に定めることを担当します。</p> <p>(1) 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。</p> <p>(2) 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。</p> <p>(3) 権利侵害からの救済のため関係者に要請をすること。</p> <p>(4) 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。</p> <p>(5) 第3号の要請および前号の意見の内容を公表すること。</p> <p>(6) 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。</p> <p>救済委員は、5人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命します。</p> <p>救済委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができません。</p> <p>区長は、救済委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認める場合、第3項に規定する任命の要件を満たさなくなった場合または救済委員に職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、その救済委員の職を解くことができます。</p> <p>救済委員、職務上知り得えた秘密をもらしてはなりません。その職を退りぞいた後も、同様とします。</p>
	<p>第25条 (救済委員の職務の執行)</p> <p>第2項</p> <p>第4項</p> <p>第5項</p> <p>第6項</p> <p>第7項</p>	<p>救済委員は、職務を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重るとともに、その子どもにとって最も(と)善いと考えられることを行うものとします。</p> <p>救済委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。</p> <p>救済委員は、それぞれ独立してその職務を行います。</p> <p>救済委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができません。</p> <p>救済委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。</p> <p>区、救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。</p> <p>区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが救済委員に相談等しやすい環境を整えるよう努めるとともに、救済委員の職務の執行に協力するよう努めるものとします。</p>
	<p>第26条 (救済委員への相談等)</p>	<p>子ども(その子どもに関係のある人をふくみます。)は、救済委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または第24条第2項第3号の要請や同項第4号の意見の表明を行うことを求めることができます。</p>
<p>第27条 (救済委員の要請および意見の尊重等)</p> <p>第2項</p> <p>第3項</p>	<p>区の機関は、救済委員から第24条第2項第3号の要請および同項第4号の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。</p> <p>区の機関は、前項の取組を行なうときには、その内容を救済委員に報告しなければなりません。ただし、同項の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを救済委員に報告しなければなりません。</p> <p>区民、育ち学ぶ施設および団体は、救済委員から第24条第2項第3号の要請および同項第4号の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。</p>	